

5 中山間地域総合整備事業関係

(1) 中山間地域総合整備事業を教えてください。

事業の目的

農業生産基盤及び農村生活環境の整備を通じて、中山間地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資することを目的としています。

補助事業の種類

中山間地域総合整備事業には、以下の補助事業があります。

- 農山漁村地域整備交付金
 - (農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型))
 - (農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業型))
- 福島再生加速化交付金(中山間地域総合整備事業)
- 中山間地域農業農村総合整備事業

対象地域

次の(1)～(7)に掲げる地域に該当する市町村又は掲げる地域を含む市町村を対象地域としています。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域
- (2) 山村振興法に基づき指定された振興山村
- (3) 離島振興法に基づき規定された離島振興対策実施地域
- (4) 半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 特定農山村法に規定する特定農山村地域
- (6) 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域
- (7) 農政局長が定める要件を満たす地域(準ずる地域をいう。)

実施地域

上記対象地域内であり、かつ下記要件を満たす地域であること。

1 農山漁村地域整備交付金及び福島再生加速化交付金

- (1) 林野率が 50%以上の地域
- (2) 主傾斜がおおむね 1/100 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50%以上を占める地域
- (3) 市町村において地域活性化の重点区域に位置付けられている又は位置付けられる見込みのある地域
- (4) 農業生産基盤、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域
- (5) 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を生かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域
- (6) 国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域
- (7) 活性化について集落内及び集落間の協調が図られ、そのための推進組織が設立され、又は設立されることが見込まれる地域

2 中山間地域農業農村総合整備事業

- (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域
 - ① 販売額の増加
 - ② 営農コストの削減
 - ③ 集出荷・加工コストの削減
- (2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域
 - ① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む
 - ② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む

5 中山間地域総合整備事業関係

負担割合

○農山漁村地域整備交付金

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	55%	30%	15%
団体営	55%	20%	25%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	50%	50%	－
団体営	50%	20%	30%

○福島再生加速化交付金

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	77.5%	15%	7.5%
団体営	77.5%	10%	12.5%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	75%	25%	－
団体営	75%	10%	15%

○中山間地域農業農村総合整備事業

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	55%	32%	13%
団体営	55%	17%	28%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	55%	45%	－
団体営	50%	20%	30%

事業主体

県又は市町村

5 中山間地域総合整備事業関係

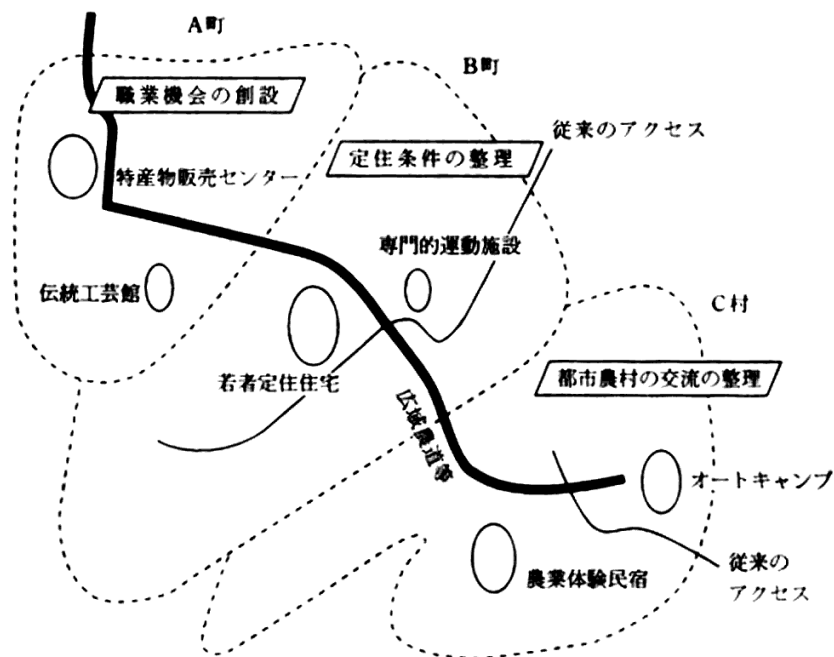
事業体系

1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金

中山間地域総合整備事業

- ― 集落型事業 一般型：農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業等の一体的整備を実施
 - ― 生産基盤型：農業生産基盤整備事業のみを実施
 - ― 生活環境型：農村生活環境整備事業及び特認事業を実施
- ― 広域連携型事業：農業生産基盤整備市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの
農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行う。

<広域連携型における地方単独事業構想例>



2 中山間地域農業農村総合整備事業

中山間地域において、農業生産基盤整備事業と農村振興環境整備事業を一体的に実施していきます。

5 中山間地域総合整備事業関係

採択要件

1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金

事業タイプ	都道府 県営事業	市町村営 事業	採択面積の採り方・条件
一般型	60ha 以上	20ha 以上	農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計（注1）（注2）
生産基盤型	20ha 以上	10ha 以上	ほ場整備事業 10ha 以上及びその他農業生産基盤整備事業の受益面積の合計（注1）
生活環境型	—	—	面積要件なし
広域連携型	60ha 以上		農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計（注3）

（注1）災害復旧に関する工事にともない副次的に発生する土石を利用した事業の場合は、おおむね 10ha 以上。

（注2）実施地域の林野率 75%以上であり、主傾斜 1/20 以上の農用地が全農用地面積の 50%以上の場合は県営 20ha、市町村営 10ha 以上

（注3）「中山間地域広域連携整備促進計画」もしくは「中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画」区域において行う場合は、生産基盤の要件を課さず生活環境整備事業等が実施可能。

5 中山間地域総合整備事業関係

2 中山間地域農業農村総合整備事業

事業内容	都道府 県営事業 (注1)	市町村営 事業	採択面積の採り方・条件
農業生産基 盤整備事業	20ha 以上	10ha 以上	事業の内容一別表2-の区分1, 2の事業から2以上の実施、かつ区分1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち1工種以上に取り組み、受益面積の合計が、おおむね10ha以上(注2)。ただし、別表区分の区分2の事業種類の欄(5)又は(7)に掲げる事業を実施する場合にあつては、受益面積の合計が、おおむね5ヘクタール以上であること。
農村振興環 境整備事業	—	—	単独実施は不可。農業生産基盤整備事業と一体的に取り組むことが必要

(注1) 県営事業で実施する場合には、国実施要領の規定により、以下に掲げるいずれかの要件を満たすことが必要となります。

- (1) 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。
- (2) 事業内容が、リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

(注2) 事業の内容一別表2-事業種類の欄(9)の実施にあつては、以下の要件を満たすことが必要となります。

ア 計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。

イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

5 中山間地域総合整備事業関係

事業の内容

地域の自主性や創意工夫が活かせるよう、多種多様な事業が準備されています。

別表 1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金 工種及び事業内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備 事業	(1)農業用排水 施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道等又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4)農用地開発事業	農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6)客土事業	農用地につき行う客土
	(7)暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8)農用地の改良 又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業・施設
2 農村生活 環境整備	(1)農業集落道 整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水 施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落排水 施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水臼井を排除する集落内の排水移設施設の整備
	(4)農業集落防災 安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備

5 中山間地域総合整備事業関係

区分	事業種類	事業内容
2 農村生活 環境整備 2	(5)用地整備事業	農業近代化施設、及び公用・公共施設等の用地の整備
	(6)活性化施設 整備事業（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	(7) 施設整備事業 （中山間以外）	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
	(8)集落環境管理 施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備
	(9)交流施設基盤 整備事業 （中山間のみ）	農業振興活動やそれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備、及びこれらに附帯する施設の整備
	(10)情報基盤施設 整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(11)市民農園等整備事業	ほ場の整備。その他農用地の改良または保全のため必要な事業であって、次の何れかの事項を内容とするもの 1) 市民農園整備促進法（平成2年2年法律法律第44号）第2条の規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 2) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの 3) 1)又は2)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備

5 中山間地域総合整備事業関係

区分	事業種類	事業内容
2 農村生活 環境整備	(12)生態系保全施設等 整備事業	1) 動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植生、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 2) 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備（離島、奄美群島において行うものに限る。）
	(13)地域資源利活用 施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
	(14)施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強
	(15)施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(16)歴史的土壌改良施設 保全整備事業	歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(17)施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備
	(18)交換分合事業	農用地等の交換分合
	(19)交換分合事業集落土 地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のために必要な事業農用地等の交換分合
3 特認事業	特認事業	地方農政局長が特に必要と認める事業

5 中山間地域総合整備事業関係

別表2 中山間地域農業農村総合整備事業 工種及び事業内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備 事業	(1)農業用排水施設整備 事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。） ※これに準ずる施設とは、粗放的管理区域における排水路工を指す。
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策 ※これに準ずる施設とは、管理用道路を指す。
	(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4)農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6)客土事業	農用地につき行う客土
	(7)暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8)農用地の改良又は保全 事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業・施設
	(9)土地基盤の再編・整 序化事業	耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業 ※「再編・整序化に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（粗放的管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、粗放的管理区域内に創設されるものに限る。）、粗放的管理区域内にお

5 中山間地域総合整備事業関係

		ける耕作放棄地等とする。
	(10)埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査
2 農村振興環境整備事業	(1)農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落防災安全施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(4)用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
	(5)生産・販売・交流・農泊等施設整備事業	地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備
	(6)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
	(8)農村資源利活用推進施設整備事業	農村地域における農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(9)交換分合事業	農用地等の交換分合

5 中山間地域総合整備事業関係

＜県内市町村地域指定状況＞ ※R6.4 現在

市町村名	過疎	振興山村	特定農山村
福島市		○	○
二本松市	○		○
伊達市	○		○
本宮市			
桑折町			○
国見町	○		
川俣町	○	○	○
大玉村		○	○
郡山市		○	○
須賀川市	○		○
田村市	○	○	○
鏡石町			
天栄村	○	○	○
石川町	○		○
玉川村			
平田村	○		
浅川町			○
古殿町	○		○
三春町			○
小野町	○	○	
白河市	○	○	○
西郷村		○	
泉崎村			
中島村			
矢吹町			
棚倉町		○	○
矢祭町	○	○	○
塙町	○	○	○
鮫川村	○	○	○
会津若松市		○	○
喜多方市	○	○	○
磐梯町	○		
猪苗代町	○	○	○
北塩原村	○	○	○
西会津町	○	○	○
会津坂下町	○		
湯川村	○		
柳津町	○	○	○
三島町	○	○	○
金山町	○	○	○
昭和村	○	○	○
会津美里町	○	○	○
下郷町	○	○	○
檜枝岐村	○	○	○
只見町	○	○	○
南会津町	○	○	○
相馬市		○	○
南相馬市		○	
広野町		○	○
楢葉町		○	○
富岡町			
川内村	○	○	○
大熊町		○	○
双葉町			
浪江町	○	○	○
葛尾村	○	○	○
新地町			
飯舘村	○	○	○
いわき市		○	○

(2) 中山間地域総合整備事業を計画する際の留意事項を
教えてください。

事業の適切な組合せ及び事業費規模について

- (1) 農業の生産条件及び生活環境の整備水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。
- (2) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。
- (3) 広域連携型事業については、下記計画のいずれかに位置づけられたものが実施できる。

ア 農村生活環境整備事業を中心とした事業で行うものであって、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 構改 D 第 182 号農林水産事務次官依命通達）の第 6 に定める中山間地域広域連携整備促進計画に位置づけされたもの。

イ 中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 C 第 13 号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたもの。

要件等について

- (1) 2 工種以上で、事業要件の受益面積に達すること。
- (2) 面事業については、受益戸数 2 戸以上。
- (3) 線事業については、末端 2 戸まで。
- (4) 小規模で公共事業の観点から公共性の少ないものは、県、市町村の単独事業等に対応する。

5 中山間地域総合整備事業関係

- (5) 効果算定は各路線で1以上必要である
- (6) 集落型事業のうち生産基盤型の場合、「活性化構想」の作成、それ以外は「農村振興基本計画」を作成すること
- (7) 該当地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により、改善措置が講じるよう指導を受けてないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること
- (8) 県営で集落型を実施する場合、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ア 事業内容がリゾート、観光、農村工業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること
 - イ 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること

農業基盤整備事業の受益地について

農業振興地域の農用地区域とする。

用地費の補助対象について

原則として、農業生産基盤に係る用地だが、共同減歩で用地を生み出す場合は、対象となりません。なお農村、生活環境整備では、農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、集落防災安全施設が対象となりますが、用地整備、農村公園、活性化施設の用地費は、対象となりません。

農道と集落道の区分について

集落道は、農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供するもの。具体的な区分方法としては、

- ・農道は、農地沿い率 50%以上のもの。
- ・集落道は、農地沿い率が小さいもの。

農道整備事業

農道橋等の保全対策については、施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全のための更新整備や整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする

- (1) 都道府県道、市町村道に重複しない範囲で農業農村整備事業で造成された路線
- (2) 1 か所あたりの事業費が 40 万円以上

農業集落道事業

- (1) 道路法第 3 条第 1 号から第 3 号までに該当する道路及び幹線市町村道は対象外（それ以外の市町村道は道路法 24 条協議が必要）
- (2) 道路附帯施設（待避所、防護柵、照明施設等）は実施可能
- (3) 当該施設の整備において、高齢者・障害者の利用に資する整備、生態系保全に配慮した整備、防災に配慮した整備は実施可能。

営農飲雑用水施設整備事業

- (1) 受益戸数おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益は 2 戸以上とする。
- (2) 用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

5 中山間地域総合整備事業関係

- (3) 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする

農業集落排水施設整備事業

- (1) 河川法第 4 条及び第 5 条に規定する 1 級河川及び 2 級河川の改良は対象外
- (2) 土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象外

農業集落防災安全施設整備事業

- (1) 土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象外

用地整備事業

- (1) 用地整備事業の対象となる施設
 - ア 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
 - イ 地方公共団体等が事業主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために整備する公用・公共施設
(高齢者・障害者の利用に資する施設、防災対策上必要な施設等)

活性化施設整備事業

- (1) 農業・農村の活性化を図るための施設で、交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに付帯する駐車場等の施設整備
- (2) 廃校等の有効活用できる施設がある場合は、改築等積極的に検討すること。
- (3) 施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保

5 中山間地域総合整備事業関係

全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意するもの

地域農業活動拠点施設整備事業

- (1) 既存施設の有効利用を基本とし、必要最小限に止めるものとする
- (2) 建物の整備規模は延床面積で 500m² 以内とする
- (3) 中山間地域では実施できない（後述の集落基盤再編事業のみ）

集落環境管理施設整備事業

- (1) 整備する施設は、家畜排せつ物又は農産廃棄物等の処理・再利用等の施設及びこれらに附帯する施設とする
- (2) 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする

交流基盤整備事業

- (1) 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備を行う事業とする

情報基盤整備事業

- (1) 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設
- (2) 災害時の緊急通知を住民及び関係機関の間で相互の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

市民農園等整備事業

- (1) 市民農園又は集落農園の開設のために必要な用地、農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地の整備を行うもの

5 中山間地域総合整備事業関係

生態系保全施設等整備事業

- (1) 当該施設の整備に当たっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする

地域資源利活用施設整備事業

- (1) 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする
- (2) 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする

施設補強整備事業

- (1) 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする

施設環境整備事業

- (1) 当該施設の整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする

歴史的土壌改良施設保全整備事業

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫及び管理道及び駐車場を対象とする

5 中山間地域総合整備事業関係

施設集約整備事業

- (1) 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。
- (2) 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること
- (3) 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること

集落土地基盤整備事業

- (1) 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの

中山間地域農業農村総合整備事業

事業種類毎の留意事項は下表のとおりとします。

※本事業において、「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

区分	事業種類	留意事項
1 農業生産 基盤整備 事業	(1) 農業用 排水施 設整備事 業	高付加価値農業の営農に必要な用水、排水対策等及び総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転を実施できるものとする。なお、総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであることとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

	(2)農道整備事業	農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設の再編に必要なものであって、「農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業」と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。 ア 原則として、都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。 イ 1箇所当たりの事業費は 40 万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。
	(3)ほ場整備事業	自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。
	(4)農用地開発事業	－
	(5)農地防災事業	－
	(6)客土事業	－
	(7)暗渠排水事業	総合整備事業で実施する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

(8)農用地の改良又は保全事業	「農用地の改良」とは、床締め、土層改良、土壌改良等とし、「農地の改良又は保全事業」とは水食防止、風食防止、鳥獣被害防止等とする。粗放的管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。
(9)土地基盤の再編・整序化事業	以下の施設の整備を対象とする。 ア 用地整備事業 耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。 1) 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設 2) 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設 ② 耕作放棄地等に係る土地を森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。 イ 市民農園等整備事業 耕作放棄地等を①又は②に掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良又は保全のために必要な施設の整備であり、整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む。）、農園道、かん水施設、これに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。 ① 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 ② 集落農園の用に供する農用地

5 中山間地域総合整備事業関係

2 農村振興 環境整備事 業		ウ 生態系保全施設整備事業 耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巢ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。 ② 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。 エ 遊水池整備事業 耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地、土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。 ② 「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。
	(10)埋蔵文化財調査事業	ほ場整備事業、農用地開発事業、客土事業、暗渠排水事業のいずれか又はこれと併せて行いことにより事業の効率が高められる農業用排水施設整備事業、農道整備事業、農地防災事業の区域で行う埋蔵文化財調査とする。
	(1)農業集落道整備事業	ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。 イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第24条の規定に基づく工事として実施するものとする。 また、総合整備事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市長村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

	ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。 エ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設、周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。 オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。 カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。
(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。 イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。 ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。
(3)農業集落防災安全施設整備事業	ア 「農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設」の運用については、次に定めるとおりとする。 ①農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。 ②当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。 ③河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する一級河川及び二級河川に係る改良工事は、総合整備事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず一級河川又は二級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しが立った後に計画するものとする。 ④河川法の規定による準用河川に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する場合には、申請に際して都道府県知事を経由する段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間であらかじめ十分協議するものとする。 ⑤砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指

5 中山間地域総合整備事業関係

		定地、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条及び第４条に規定する地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条に規定され急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ばた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。 イ アの⑤に掲げる区域に係る農業集落の災害の防止と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ばた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。
	(4)用地整備事業	次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。 ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、総合整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地 イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等の施設であって、総合整備事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地 ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条に規定する過疎地域持続的発展計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。） エ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８及び老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第４６条の１８に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地 オ 防災対策上必要な施設、被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地 カ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
	(5)生産・販売・交流・農泊等施設	施設の整備に当たっては、受益者は３者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。 ア 新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。 イ 廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

設整備事業	ウ 施設の主たる目的が地域の特色を活かした営農の確立及び生産性の向上、農業者の所得確保、地域の維持に関連するものとなるよう留意するものとする。 以下の施設の整備を対象とする。 ①活性化施設 ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。 イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。 ②農産物処理加工施設 農産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ③農産物集出荷貯蔵施設 農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物、フレコンラック方式、バラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ④新規就農者等技術習得管理施設 地域の特色を活かし、地域の所得確保に資する農産物の栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）及び座学等を行う研修施設、宿泊滞在施設等のほか、これらの附帯施設。 ⑤地域販売力強化施設 農産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT 関連）施設、販売促進施設（販売・貯蔵・食材提供用）施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ⑥交流施設 ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備。 イ 計画等※と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。 計画等とは、次のとおりとする。 （１）国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成１０年１２月１１日付け１０構改Ｄ第６９６号）第２に基づく計画をいう。） （２）農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成７年４月１日付け７農蚕第１８４０号農林水産事務次官依命通知）別表１の４の（３）のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）
-------	---

5 中山間地域総合整備事業関係

		(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画 ⑦農泊等施設 農作物の収穫等の農作業の体験、農業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備。
	(6)情報基盤施設整備事業	ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに係る情報の伝達に必要な通信線の整備とする。 イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。
	(7)農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	①高収益作物導入等施設整備 高収益作物の導入を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等のほか、これらの附帯施設の整備。高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設の定義は「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」実施要綱別記1による。補助対象基準は同要綱に準じる。 ②施設補強整備 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。 ③施設集約整備 以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。 ア 撤去を行う施設の所有者が、都道府県、市町村及び土地改良区等であること。 イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。 ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。 エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行わ

5 中山間地域総合整備事業関係

		れる見込みであること。 オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留工等であること。 ④施設環境整備 当該施設の整備にあつては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。 ⑤集落土地基盤整備事業 ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格に鑑み農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。 イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。
	(8)農村資源利活用推進施設整備事業	農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備。なお、農産廃棄物等の地域資源とは、地域に有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ゴミ等の有機性資源。 施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、施設の整備は次のとおりとする。 ア 地域資源を熱・電力に変換し農林水産省所管助成施設等のエネルギーを供給する施設 イ アに付随して市町村等が事業実施主体となって生活環境改善のために整備する教育・社会福祉施設及び地場産業振興施設等。
	(9)交換分合事業	

(3) 集落基盤再編・整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に行い、集落周辺の地域における農業生産性の向上を図ることを目的に事業を実施します。

事業の内容

事業内容は中山間地域総合整備事業「別表1 工種及び内容」とほぼ同様であるが、中山間地域だけでなく、平場も実施が可能。

補助事業

農山漁村地域整備交付金

(農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業型))

事業対象区域

- (1) 農村振興基本計画が作成されている区域であること。
- (2) 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。

事業主体

県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

5 中山間地域総合整備事業関係

補助率

【県営】 国 55%、県 30%、地元 15%

【団体営】 国 55%、県 20%、地元 25%

採択要件

- (1) 次のいずれかに該当する事業とする。
 - ア 農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を一体的に行う場合
 - イ 農村生活環境整備事業のみを実施する場合
 - ウ 中山間地域で事業を行う場合（中山間地域総合整備事業の採択要件参照）
- ※なお、「活性化施設整備事業」及び「交流施設基盤整備事業」は対象外
- (2) ほ場整備を実施する場合は、受益地 20ha 以上とする
- (3) 歴史的土壌改良施設保全整備事業にあつては、当該施設が文化財法に基づき重要文化財に指定されており、支配面積が 20ha 以上であること
- (4) 市民農園等整備事業において、農用地区域以外の区域を対象として実施することが可能